

公益社団法人福島県栄養士会会員名簿取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福島県栄養士会（以下「本会」という。）に属する会員（以下「会員」という。）に関する名簿（以下「会員名簿」という。）を作成し、利用するに当たり、会員名簿の適正な取扱いの基準を定め、もって本会の活動の活性化と会員相互の連絡調整を図り、併せて会員の個人情報の保護に資することを目的とする。

(責務)

第2条 本会及び会員は、本会が作成した会員名簿に登載された情報（以下「登載情報」という。）の重要性を認識し、この要綱の規定を遵守するとともに、個人の権利利益を保護するため、会員名簿の目的外利用又は登載情報の漏洩など、個人情報の保護に反する不正な取扱いをしてはならない。

(会員名簿管理者)

第3条 次に掲げる業務を行わせるため、本会に会員名簿管理者を置く。

- (1) 会員名簿に関する会員からの問い合わせ、相談等への対応に関すること。
- (2) 登載情報の収集並びに訂正、追加及び削除（以下「訂正等」という。）に関すること。
- (3) 会員名簿の作成、及び開示、利用に関すること。

(会員名簿の利用目的)

第4条 会員名簿の利用目的は、次のとおりとする。

- (1) 会員の把握及び連絡調整
- (2) 本会の会議及び緊急事項等の連絡
- (3) 会員相互の情報交換
- (4) 災害その他緊急時における連絡及び安否確認等
- (5) 本会が主催する研修事業、行事に関する連絡及び案内等
- (6) 会費の徴収その他本会の経理に関する処理
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会での決定に基づき決定した利用目的

(登載情報の収集)

第5条 登載情報の収集は、入会時の会員名簿に基づいて行う。

2 会員名簿の利用目的に必要のない登載情報は、収集してはならない。

(会員名簿の開示、利用及び管理)

第6条 会員名簿は、電磁的記録をもって管理するが、次に掲げる事項の時は、開示、利用

することができる。会員名簿管理者は、会員名簿を開示、利用したときは、その年月日、開示、利用先の名称、氏名その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(1) 監督官庁の要請

(2) 第4条に基づき、会員の資質の向上等に役立つと理事会が判断したとき

(3) 賛助会員の要請があり、理事会が認めたとき

(4) その他理事会が特に必要と認めるとき

2 会員名簿を電磁的に管理する業務を担う職員は、登載情報が第三者に漏れないように適正に管理しなければならない。

(登載情報の訂正等)

第7条 会員名簿管理者は、会員本人からの届出に基づき、登載情報の訂正等を行うものとする。ただし、会員本人と長期間にわたり連絡が取れない等やむを得ないときは、職権により訂正等を行うことができる。

2 前項本文の届出は、会員名簿管理者に対して書面により行わなければならない。

(この規程の改正又は廃止)

第8条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、本会理事会において決定するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「会員名簿取扱規程」第6条第1項第3号に基づき賛助会員に認める「会員の宛名ラベルの利用」に関する注意事項

- 1、会員の個人情報保護の観点から、提供する会員情報は、宛名ラベルの形とする。
- 2、宛名ラベルは、使用者に直に、渡すのではなく、発送物を本会で預かり、本会と個人情報保護に関する確認を締結している指定業者に発送作業を委託する。
- 3、発送物（会員に送付するもの）は、会員である管理栄養士・栄養士の業務・資質の向上に関する事項に限る。このため、事前に送付物の内容の提示を求める。